

役員退職金支給規程

(総 則)

第1条 この規程は、一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会の常勤役員に対する退職金の支給について定める。

(退職金の額)

第2条 退職金の額は、常勤役員が退職し、又は定款第31条第2号の規定により解任され、若しくは死亡した日におけるその者の俸給月額に、その者の在職期間1月につき、100分の21の割合を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間の月数の計算については、任命された日から起算して、暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 常勤役員が任期満了により退職した場合において、その者が引き続き常勤役員となったときは、退職金は支給せず、最終の退職時に退職金を支給する。この場合における在職月数の計算は、在職期間を通算して行う。

(退職金の支給)

第5条 退職金は、常勤役員が退職し、又は解任されたときは、その者に、死亡したときは、その遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び順位については、職員退職金支給規程第2条第2項に規定するところと同様とする。

3 退職金は、法令その他によりその者の退職金から控除すべき金額を控除し、その残額を支給する。

(退職金の支給制限)

第6条 常勤役員が定款第31条第1号の規定に該当して解任されたときは、退職金は、支給しない。

(変 更)

第7条 この規程は、軽易な事項を除き理事会の承認を得なければ変更することができない。

附 則

この規程は、平成 4 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 7 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に当協会の常勤役員に就任している者に係る退職金の額は、施行日の前日における報酬月額に、任命の日から施行日の前日までの在職期間 1 月につき 100 分の 24 の割合を乗じて得た額と、第 2 条中「その者の在職期間 1 月につき」とあるのを「施行日からその者の在職期間 1 月につき」と読み替えて得た額との合計額とする。
- 3 前項の場合において、在職期間の合計月数が第 3 条の規定により計算して得た在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から 1 月を減ずるものとし、端数が等しいときは施行日以後の在職期間から 1 月を減ずるものとする。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。